



2024年度 長期滞在利用規約

この利用規約・宿泊約款に適用される施設（以下「当館」と表示します）は、(株)ニセコマネージメントサービス（以下「当社」と表示します）が管理・運営する宿泊施設を指します。

- 宿泊登録者以外の宿泊は固くお断りしております。
- 定員ならびに最大宿泊人数は、各客室により定められています。年齢や寝具の要不要にかかわらず、最大宿泊人数を超える人数では利用いただけません。
- 宿泊契約期間中の最大宿泊人数を超えない範囲での宿泊者の追加は、その都度、当社もしくは当社の定めるフロントへお申し出ください。
- 長期滞在の特質上、利用における最低宿泊日数の定めがあります。
- 長期滞在の特質上、第三者への契約期間の一部権利譲渡は固くお断りしております。
- 当館内の物品の販売、勧誘、不当な要求、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす行為、その他法令公序良俗に反する行為は禁止しております。以上の行為が認められた場合、今後一切の利用をお断りいたします。
- 他の宿泊者および弊社スタッフへの暴力行為や恫喝、性的嫌がらせ、その他常識の範囲を超えた不当な要求をする等の行為が発覚した場合は直ちに宿泊契約を解除し、さらに必要であれば警察に通報致します。この場合宿泊代金の返還はありません。
- 当社の許可なく、当館で営業行為をするなど、宿泊以外の目的での利用は固くお断りしております。
- 当館および敷地内の設備・備品は、所定の用途に限って利用ください。客室内の備品の移動、客室内の改造など、客室内の現状を著しく変更してのご利用はお断りしております。
- 当館内に異臭・悪臭・騒音を発する恐れのあるもの、その他法で所持が禁じられているものはお持ち込みいただけません。
- 当館内は禁煙です。喫煙の際は、所定の喫煙スペースを利用いただきます。当館内で喫煙の形跡が認められた場合は、違反金ならびにその損害を賠償いただきます。
- スノードッグビレッジ（犬）以外の館内は犬・猫・小鳥・小動物などを含むすべてのペットのお持ち込みは固くお断りしております。
- 滞在中の鍵の管理は、宿泊者自身で行っていただきます。外出の際は、施錠の上、必ず鍵をお持ちください。
- 滞在中は各館ごとに別に定める長期滞在利用規則に従っていただきます。これは宿泊客による共同生活を円滑に進めるために定めるものであり、守られない場合は適切な処置を講じます。
- 長期滞在宿泊契約の申し込みの時点で、これら利用規約の内容を承諾されたものとみなします。

(適用範囲)

第1条

- 当社が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。



2. 当社が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(長期滞在宿泊契約の申込み)

第2条

1. 当社に長期滞在宿泊契約の申し込みをしようとする者は、当社の定める形式にて次の事項を当社に申し出でていただきます。
 - (1) 宿泊者名及び代表宿泊者住所
 - (2) 到着日及び宿泊期間
 - (3) 宿泊人数
 - (4) 宿泊をしようとする部屋
 - (5) 宿泊料金（原則として長期滞在料金表による）
 - (6) その他当社が必要と認める事項
2. 長期滞在宿泊契約が成立したときは、到着日当日から起算して45日前までに次の事項を当社に申し出でていただきます。
 - (1) 当館までの移動方法
 - (2) 当館への到着予定時刻
 - (3) その他当社が必要と認める事項
3. 宿泊客が、宿泊中に第1項第2号の宿泊期間を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当社は、その申し出がなされた時点で客室に余裕のある場合に限り延長を認め処理します。その場合の宿泊料金は、長期滞在の利用が可能な期間においては長期滞在料金表に基づくものとします。

(長期滞在宿泊契約の成立等)

第3条

1. 長期滞在宿泊契約は、当社が第2条の申し込みを承諾し、長期滞在宿泊契約をしようとする者が当社の定める所定の期日までに所定の申込金を支払ったときに成立するものとします。
2. 契約における一切の書類は、eメール、ファックス、郵送にて送られます。ただし、当社が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
3. 第1項及び第2項の規定により、申し込みが承諾されたときは、利用期間に応じて当社が定める申込金を、当社が指定する日までに、お支払いいただきます。お支払い方法は、当社口座への振込もしくはクレジットカードによる決済とします。
4. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
5. 第3項の申込金を同項の規定により当社が指定した日までにお支払いいただけない場合は、長期滞在宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当社がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。



(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

1. 長期滞在宿泊契約においては、申込金の支払いを要しないこととする特約を設けないものとします。

(長期滞在宿泊契約締結の拒否)

第5条

1. 当社は、次に掲げる場合において、長期滞在宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
 - (4) 宿泊しようとする者が、特定伝染病者の患者等であるとき
 - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
 - (7) 北海道旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき

(宿泊客の契約解除権)

第6条

1. 宿泊客は、当社に申し出て、長期滞在宿泊契約を解除することができます。
2. 当社は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第1項及び第3項の規定により当社が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表第3に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当社は、宿泊客が連絡をしないで到着日当日の到着予定時刻を2時間経過した時刻になつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当社の契約解除権)

第7条

1. 当社は、次に掲げる場合においては、長期滞在宿泊契約を解除することができます。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
 - (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - (5) 北海道旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき
 - (6) 施設内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当社が定める利用規則の禁止事項に従わないとき



2. 当社が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。

(宿泊の登録)

第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当社の定めるフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所、電話番号及び駐車する自動車登録番号
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当社が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第9条

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当社は第1項の時間を特定の宿泊客に対して変更して宿泊することを承認することができます。
3. 当社は、第1項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることができます。この場合には所定の追加料金を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第10条

1. 宿泊客は、当館内においては、当社が定める長期滞在利用規則に従っていただきます。

第11条

1. 当社の施設はコンドミニアム・コテージを中心とするものであり、フロントは当社で定める所とします。フロントサービス時間は、チェックイン時、チェックアウト時を基本とします。
2. 第1項の時間は、必要な場合には変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 第1項の宿泊料金等の支払いは、弊社口座への振込もしくはクレジットカードにより、到着日当日から起算して50日前までに行っていただきます。
3. 宿泊料金等に含まれない追加で申し込まれたサービス料金の支払いはサービス提供開始時間までに当社もしくは当社の定めるフロントにて行っていただきます。
4. 当社が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。



(当社の責任)

第13条

1. 当社は、長期滞在宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当社の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当社は消防機関より防火自主点検の指導を受けておりますが、万が一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条

1. 当社は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当社は、第1項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できることについて、当社の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条

1. 当社の施設はコンドミニアム・コテージを中心とするものであり、その性質上、寄託物の保管はいたしかねます。宿泊客の自己責任において保管および管理ください。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条

1. 当社は宿泊客の自己責任において、宿泊に先だって当館もしくは当社に荷物が到着する場合の損害の責任はその故意・過失を問わず一切負わないものとします。
2. 宿泊客のチェックアウト 後お部屋に残された私物に関しては、金品や貴金属類及び免許証、パスポート等の貴重品以外は全て不用品とみなし即座に処分致します。貴重品につきましては当該者にメール及び電話でご連絡いたしますが、お客様より返答が無かった場合は2週間保管の後、処分あるいは警察署へ届け出ます。処分後の賠償責任は一切負いかねます。
3. 第2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管について当社は責任を負いかねます。

(駐車の責任)

第17条

1. 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当社の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。



(宿泊客の責任)

第18条

- 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当社に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳（第12条第1項及び第3項関係）

		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料（室料、水道、電気、ガス、インターネット使用料、滞在期間に応じたアメニティ類・消耗備品、7泊につき1回の基本清掃、リネン）＊設備・備品については各施設毎にご確認ください（長期予約に塩・コショウは付きません）
	施設管理・ゲストサービス料金	ゲストサービス（フロントデスク、その他サービス）、駐車場などの管理（一部施設）
	追加料金	基本清掃に含まない範囲の清掃、追加備品補充、追加リネン、予約手配、その他利用料金
	税金	消費税 宿泊税

《備考》

- 基本宿泊料は定められた長期滞在宿泊料金表によります。
- 基本宿泊料はルームチャージ（1室につきの料金）です。
- 寝具を使用しない幼児（6歳未満）については添い寝の利用が可能です。その場合も各客室の最大宿泊人数に含みます。

別表第2 申込金と支払い（第3条及び第4条関係）

契約の種類	利用期間	内訳	金額と支払い期限
長期滞在宿泊契約	5月6日から 10月第2月曜日	申込金	弊社が申し込みを承諾してから14日以内に30,000円
		宿泊料金	1. 到着日当日から起算して50日前までに宿泊料金総額 2. 到着日が、到着日当日から起算して50日以内の場合は、弊社の定める期日までに申込金を含む宿泊料金の総額
		施設管理・ゲストサービス料金	ご到着日までに100%
		その他 追加料金	サービス提供開始時間までに100%

* 上記の利用期間は、施設により変更になる場合があります。



別表第3 違約金(第6条第2項関係)

長期滞在宿泊契約	不泊	到着7日前から 当日まで	到着14日前から 7日前まで	到着50日前から 15日前まで	到着51日前まで
全期間契約取消	100%	100%	50%	20%	申込金
一部期間契約取消	-	100%	50%	20%	-

* 上記の基準日は、到着日当日（宿泊日初日）から起算した日です。

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数全体に対する比率の違約金を收受します。
3. 到着時もしくは到着後に契約日数が短縮した場合は、その短縮日数全体に対し100%の違約金を收受します。

最終改正：2023年9月15日